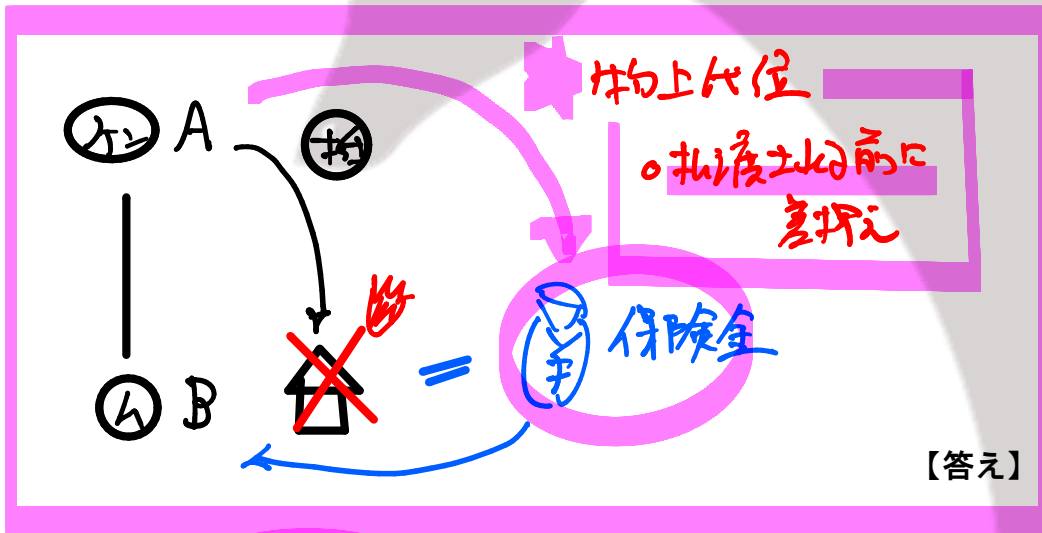


抵当権 物上代位 宅建 H24-07-3 <<#835>>

【問】正誤をつけよ。

Aの抵当権設定登記があるB所有の建物が火災によって焼失してしまった場合、Aは、当該建物に掛けられた火災保険契約に基づく損害保険金請求権に物上代位することができる。(なお、物上代位を行う担保権者は、物上代位の対象とする目的物について、その払渡し又は引渡しの前に差し押さえるものとする。)



≪ポイント≫ 物上代位 【★基礎必須】

「抵当権」は、その目的物の売却、賃貸、滅失又は損傷によって債務者が受けるべき金銭その他の物に対しても、行使することができる。ただし、「抵当権者」は、その払渡し又は引渡しの前[○]に差し押さ[○]えをしなければならない。(民法 304 条、372 条)

⇒ 判例は、保険金請求権への物上代位を認めている (大判明 40.3.12)

★ 物上代位

- 売却代金、賃料、保険金、損害金
- 払渡し前[○]に差し押さ[○]え